

公安委員会定例会議(第2回)の開催状況

第1 日 時 令和4年1月26日(水)

午後1時30分 ～ 午後5時00分

第2 出席者 五葉委員長、曾我部委員、渡部委員

本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長

刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長

総務課長

第3 議事の概要

1 五葉委員長説示

今日は、特殊詐欺について述べます。

指定暴力団員による実行が明らかとなった場合、その被害回復は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第31条の2に基づき、指定暴力団の代表者が責任を負うというのが判例の立場です。

従来は、民法第715条に基づき、組の代表者に対して行うのが一般的であり、それには、①組の代表者と特殊詐欺の実行者である組員との間に使用者と被用者との関係が必要であること、②被用者が事業執行に関して行ったことの2点が必要でしたが、平成20年の暴対法改正で第31条の2が新設され、その後の裁判より、①威力利用資金獲得行為があったこと、②指定暴力団であることの2点があれば、損害賠償が認められるようになっていきます。威力利用資金獲得行為とは、指定暴力団員が、その所属する指定暴力団の威力を利用して資金を得、又は資金を得るために必要な地位を得る行為をいい、被害者に向けての威力利用のみならず、内部的な締め付けをするために威力を利用する場合も含まれます。

令和3年6月には、指定暴力団員が行った特殊詐欺の被害回復について、高裁で和解勧告がなされ、受け入れて6億5千万円余りを賠償したものがありません。これは、同種の訴訟で、暴対法の適用を指摘した上で賠償を認めた高裁判決が確定したことを受け、最高裁まで係争しても賠償が認められるであろうとの観点の下で和解したものと考えられます。今後も、指定暴力団が関与する特殊詐欺については、暴対法第31条の2によって救済されることが見込まれます。

ただ、特殊詐欺を行うのは、半グレ集団や指定暴力団以外の暴力団員が行うケースも多々あり、暴対法第31条の2によって全て解決する訳ではありません。やはり、被害の未然防止が最重要となります。警察においては、

効果的な広報など様々な方法により特殊詐欺被害の未然防止に努めていただきたいと思います。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和4年第1回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

(2) 愛媛県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の改正依頼

総務室から、愛媛県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の改正依頼について伺いがあり了承した。

(3) 警察署協議会委員の委嘱及び委嘱状の交付

総務室から、警察署協議会委員の委嘱及び委嘱状の交付について伺いがあり了承した。

(4) 公文書公開請求にかかる全部公開及び非公開

総務室から、公文書公開請求にかかる全部公開及び非公開について伺いがあり了承した。

(5) 公安委員会宛て苦情申出書に対する回答

総務室から、公安委員会宛て苦情申出書に対する回答（2件）について伺いがあり了承した。

(6) 監査結果に係る改善措置報告

警務部から、監査結果に係る改善措置について報告があり了承した。

(7) 警察職員等の援助要求

刑事部から、警察職員等の援助要求に関する報告及び伺いがあり了承した。

(8) 監査結果に係る改善措置報告

刑事部から、監査結果に係る改善措置について報告があり了承した。

(9) 自動車運転代行業者の認定取消処分

交通部から、自動車運転代行業者の認定取消処分について伺いがあり了承した。

(10) 手数料条例の一部改正

生活安全部及び交通部から、手数料条例の一部改正について伺いがあり了承した。

(11) 指定自動車教習所に関する報告

交通部から、指定自動車教習所に関する報告があり了承した。

(12) 警察職員の援助要求の取下げ

警備部から、警察職員等の援助要求の取下げについて報告があり了承した。

(13) 警察職員の援助要求

警備部から、警察職員の援助要求に関する伺いがあり了承した。

(14) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞

交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果15件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 令和3年度第2回警察署協議会の開催状況

総務室長から、県下16署で開催された令和3年度第2回警察署協議会の開催状況について報告があった。

委員から、「警察署協議会は、地域と警察を結ぶ大事なものである。協議会委員と警察の良好な関係が基礎にあることで、委員から様々な意見をいただいているものと思う。引き続き、委員が意見を出しやすい雰囲気づくりに努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「協議会委員から様々な意見をいただきつつ、より良い署運営に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「初めて松山東署協議会に出席したが、協議会委員から参考となる意見を多数いただいた。今後も、積極的に協議会への出席をさせていただきたい」との発言があった。

(2) 令和4年度組織改編の概要

警務部長から、令和4年度の組織改編の概要（社会の変化に対応するための体制強化、警察活動の基盤強化）について報告があった。

委員から、「社会の変化に合わせて組織を変えていくことは大事なことである。併せて、職員が働きやすい環境づくりも、引き続き進めていただきたい」との発言があった。

委員から、「組織に完成形はなく、常に見直していくことが重要である」との発言があった。

(3) 令和3年中の110番通報受理状況

生活安全部長から、令和3年中における110番通報の受理状況について報告があった。

委員から、「110番は、県民の安全・安心を守る重要な電話であり、引き続き、正しい利用方法についての広報等に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「通報を受け現場に臨場する際は、装備資機材も活用しつ

つ、事故防止等に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「110番通報を受け臨場までのレスポンスタイムは速いと思う。引き続き、早期の現場臨場で県民の安全安心の確保に努めていただきたい」との発言があった。

(4) 令和3年度愛媛県警察サイバーセキュリティコンテストの開催

生活安全部長から、令和3年度愛媛県警察サイバーセキュリティコンテストの開催状況について報告があった。

委員から、「今後、サイバー犯罪は増加の一途を辿ると予想される。引き続き、コンテストで競い合うなどしつつ、技術の向上に努めることと併せて、サイバー技術の裾野を広げていただきたい」との発言があった。

委員から、「数多い情報の中から必要な情報に気付くことが大事である。引き続き、レベルアップを図っていただきたい」との発言があった。

委員から、「個々のレベルアップに向け、引き続き頑張ってもらいたい」との発言があった。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策の取組状況

警察学校長及び警備部長から、新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について報告があった。

委員から、「体調の変化等に十分に気を付けていただきたい」との発言があった。

委員から、「愛媛県でも、昨日350人を超える感染者が出ている。周りの人の体調に少しでも異常が認められれば、迅速な受診を促していただきたい」との発言があった。

(6) 監察案件に関する報告

警務部から、監察案件に関する報告があった。

4 その他

本部長から、「昨年の特種詐欺被害の発生は、一昨年と比べて、全国的にも大幅に増加している。警察も被害防止に向け様々な形で広報を実施しているが、それでも特種詐欺に気付かず被害に遭うことも多い。“自分も騙される可能性がある”と認識せず、他人事と捉えてしまうのではないか。より一層広報を強化することとしたい」、「委員長説示のとおり、暴対法第31条の2に基づく被害回復も含め、新しい発想での取組が必要である。警察としても、特種詐欺被害の未然防止と発生時の徹底した検挙に向け、様々な方法を検討

するなど、知恵を絞って対応していきたい」との発言があった。

以 上